

民法（債・親・相） 第5回 P295～P305



債権譲渡 P295～P299

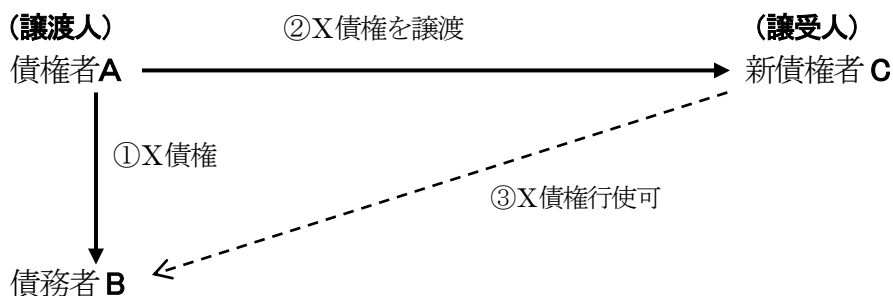
《債権譲渡とは》

1. 意義

債権譲渡とは、債権を有する者が、その債権を売却や贈与などの意思表示により他人（債権譲受人）に譲渡し、債権者たる地位を承継させることをいう。

債権は性質上可能な限り自由に譲渡することができる。また、譲渡可能な債権は、既に発生している債権だけではなく、将来発生する債権（将来債権）も含まれる。

例）AがBに対して有する債権を、Cに譲渡した



2. 譲渡制限特約付債権

債権者、債務者間において債権が譲渡されないように、譲渡制限の特約をすることができる。

(1) 譲渡制限特約に反し債権が譲渡された場合の効力

⇒ **譲渡自体は有効**であるが、債務者は、譲渡制限特約付債権であることにつき **悪意・重過失の譲受人**に対し履行の拒絶や既に弁済していた場合の債権消滅事由を主張できる。

※悪意・重過失の譲受人は債務者に対し、譲渡人への履行を催告できるが、相当期間内に履行がない場合には、債務者は譲受人に履行拒絶できない。

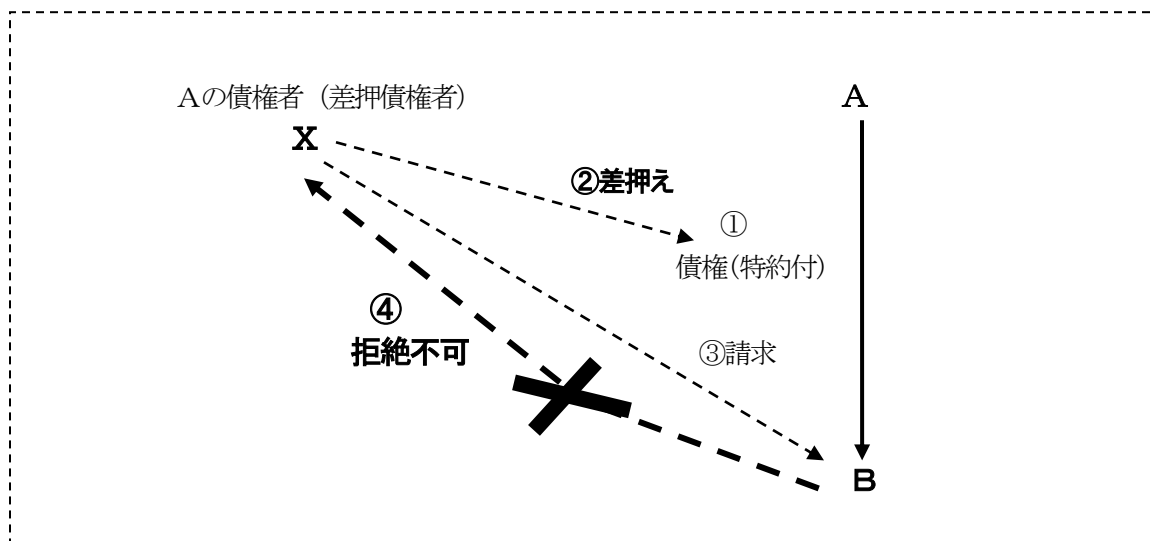
(2) 債務者の供託

譲渡制限特約に反し債権が譲渡された場合、譲受人の善意・悪意に関係なく債務者は全額供託することができる。

3. 譲渡制限特約付債権の差押え

譲渡制限特約付債権を差押えた差押債権者に対し、債務者は特約を理由に履行を拒絶できない。

このとき差押債権者は譲渡制限特約につき善意・悪意は問わない（そもそも差押えによる債権者名義の変更は債権譲渡ではない）。



《債権譲渡の対抗要件》

1. 債権譲渡当事者間（譲渡人・譲受人間）

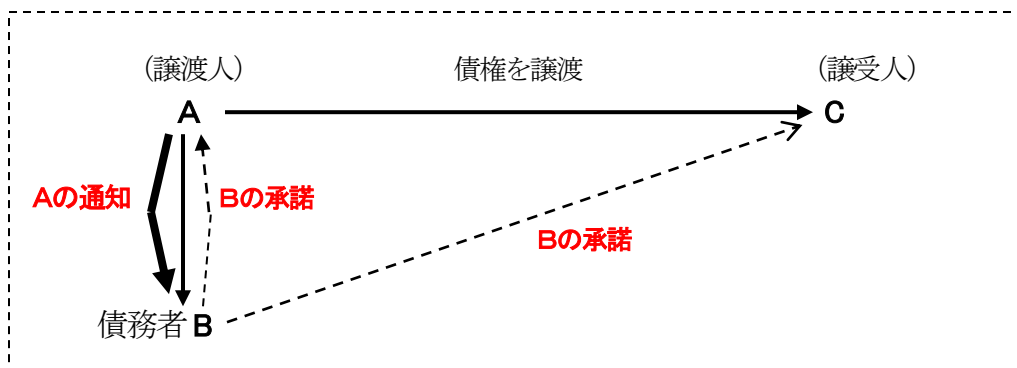
⇒ 債権譲渡は意思表示のみで成立し、当事者間では債権譲渡の対抗要件は不要

2. 債務者に対する対抗要件

⇒ **通知または承諾**

通知・譲渡人から債務者に対する通知

承諾・債務者の承諾（譲渡人、譲受人どちらに対しても OK）

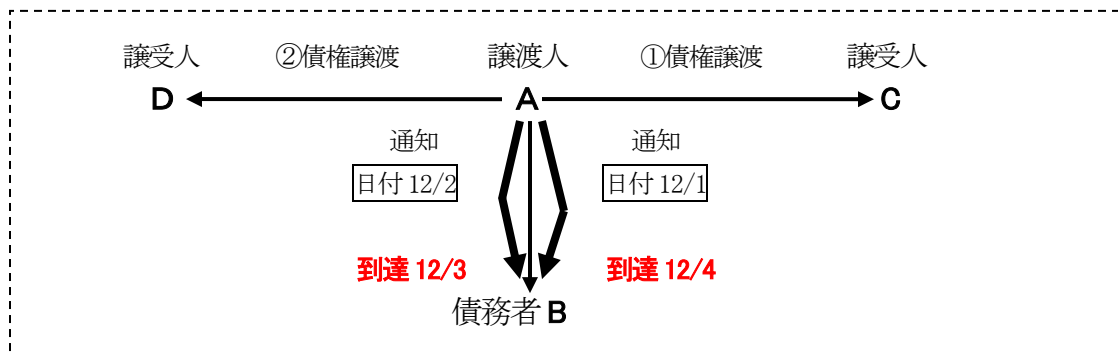


3. 二重譲受人に対する対抗要件

⇒ **確定日付ある**通知または承諾

(1) 両方とも確定日付があるとき

→ (判) 通知が**先に到達した方を優先**する (到達時説)



(2) 同時に到達した場合

→①各譲受人はそれぞれ全額請求でき、債務者は弁済を拒絶することはできない

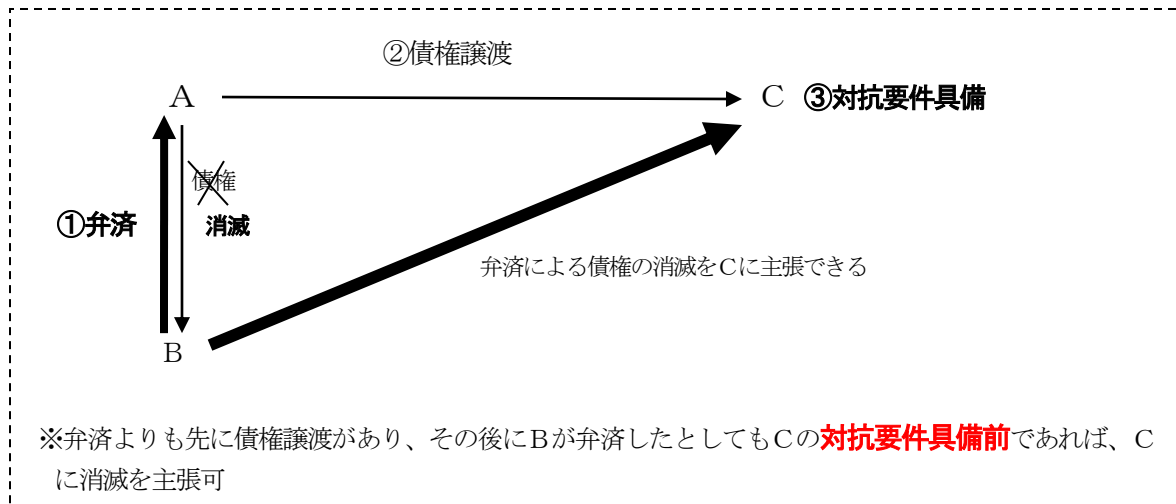
②債務者はどちらに対して弁済してもよく、供託も可能

③供託された場合は供託金還付請求権を譲受人相互間で分割取得 (譲渡された債権額に比例)

《債権の譲渡における債務者の抗弁》

債務者は、債権譲渡の**対抗要件が具備されるまで**に譲渡人に対して主張し得た事由は、譲受人にも主張することができる。

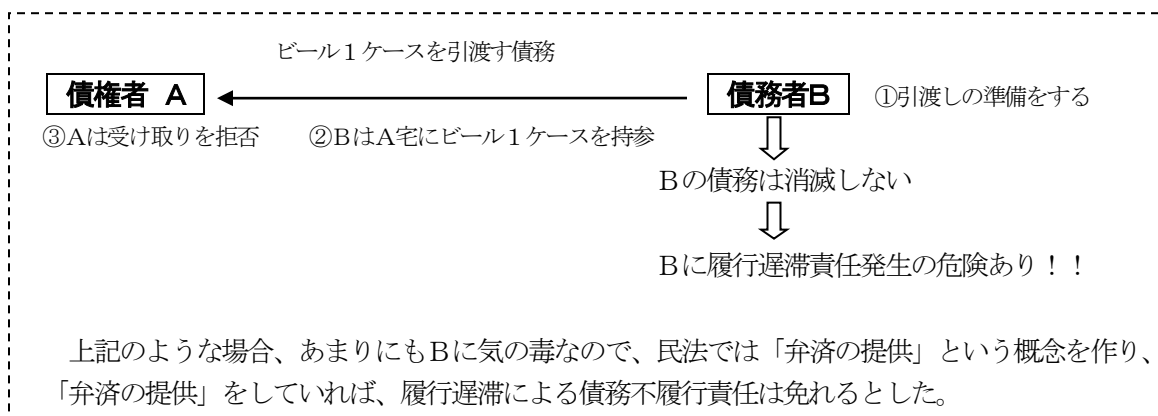
例) 債務者は既に債務を弁済していた場合、弁済による債権の消滅は債権者に主張できる。その後、債権者が債権証書を譲受人に譲渡した場合にも、債務者は弁済による債権の消滅を譲受人にも主張することができる。



弁済① P303～P305

《弁済の提供》

弁済の提供とは、債務者が給付を実現するために準備をして、債権者の協力を求めること。



《「弁済の提供」の要件》

→債務の本旨に従った「履行の提供」があること。



「現実の提供」と「口頭の提供」がある。

（原則）「**現実の提供**」をする。

例）債務者が金銭債務支払いのため現金を債権者方に持参して受取りを催告する。

（例外）債権者が予め受領を拒んでいるときや債務の履行につき債権者の行為を要する場合（取立債務など）には、例外的に「**口頭の提供**」で足りる。



債務者は弁済の準備をしたことを**通知**し、受領を**催告**する。

※債権者が予め受領を拒んでいる場合でも供託をして債務を免れるには「口頭の提供」を要する。

《口頭の提供さえも不要な場合》

債権者が契約そのものの存在を否定する等、**弁済を受領しない意思が明確に認められる場合**には、債務者は、口頭の提供をしなくても債務不履行責任は免れる。また、この場合には「口頭の提供」をしなくても供託できる。

《効果》

「弁済の提供」があれば、**債務者は履行遅滞による債務不履行責任を免れる。**

《債務者以外の第三者による弁済》

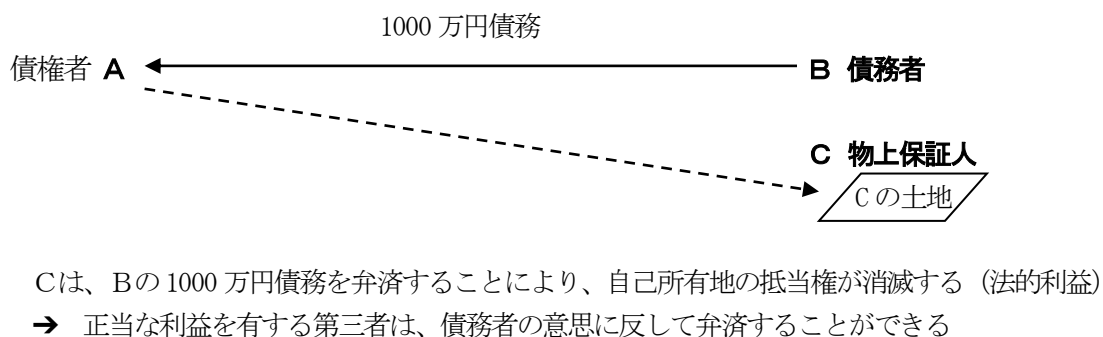
1. 第三者による弁済

債務者以外の第三者でも、原則、弁済することができるが、以下のような制限がある。

債務の性質が第三者の弁済を許さない場合 (例：著名な学者の講演、画家による肖像画の写生等)	弁済は無効
当時者(債権者・債務者)が第三者の弁済を禁止する等の意思表示(特約など)したとき	

2. 弁済するについて正当な利益（法的な利益）を有さない第三者

※弁済するにつき正当な利益を有する第三者 例) 物上保証人など



(1) 債務者の意思に反する弁済

⇒ (原則) 無効

(例外) 債務者の意思に反する弁済であることを債権者が知らなかった場合は有効

(2) 債権者の意思に反する弁済

⇒ (原則) 無効

(例外) 債務者から委託されて第三者が弁済したことを債権者が知っていた場合は有効

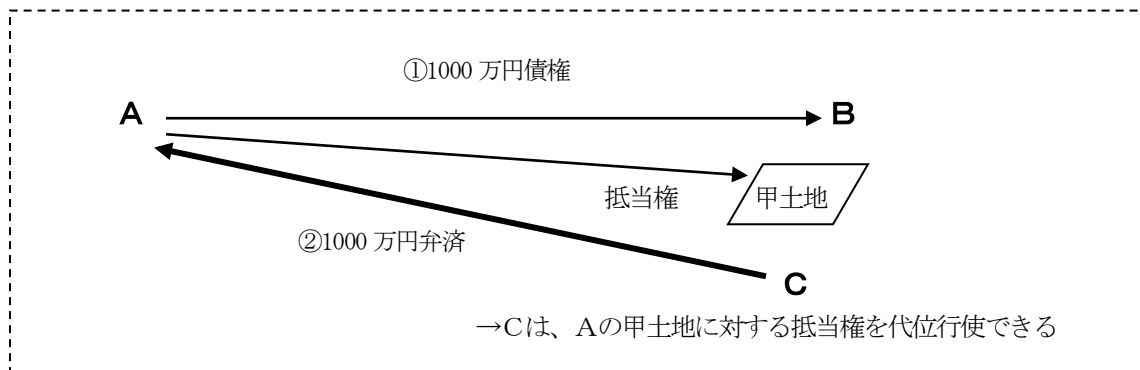
3. 第三者が弁済した場合の効果

(1) 弁済者は、債務者に対し求償権を取得する

(2) **弁済による代位権の取得(弁済による代位)**

4. 弁済による代位

求償権確保のために、弁済者は、債権者が債務者に有している一切の権利（抵当権や保証債権など）を求償権の範囲内で行使することができる（弁済による代位）。



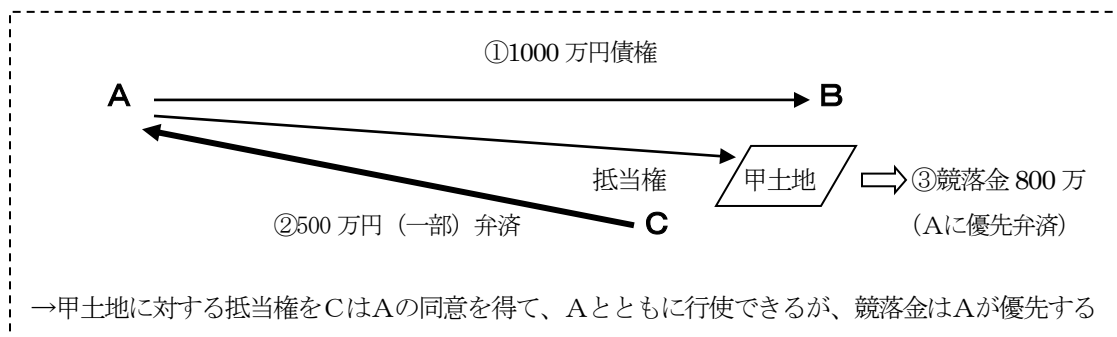
①弁済をするについて正当な利益を有する者が弁済した場合の代位 ⇨ **法定代位**

②弁済をするについて正当な利益を有さない者が弁済した場合の代位 ⇨ **任意代位**

5. 一部弁済による代位

債権の一部について代位弁済があったときは、代位者は、債権者の同意を得て、その弁済をした価額に応じて、債権者とともにその権利を行使することができる。

抵当権を実行して得られた競落金は、原債権者（もともとの抵当権者）が弁済者より優先する。



《受領権者としての外観を有する者に対する弁済》

受領する権限がないのに、受領権者のような外観を有する者に対してなされた弁済は、**善意無過失**でなされたならば有効な弁済とし本来の債権者に主張できる。

受領権者としての外観を有する者として判例で認められた者

①預金証書と登録印鑑の持参人	②債権者の代理人と詐称する者
③相続人のように見える者	④現金自動支払機を利用して払い戻しを受けた預金者以外の者